

令和5年 第4回定例会

# 浦 白 町 議 会 会 議 録

令和5年12月 8日 開会

令和5年12月 8日 閉会

浦 白 町 議 会

# 浦臼町議会第4回定例会 第1号

令和5年12月8日（金曜日）

## ○議事日程

- |    |        |  |
|----|--------|--|
| 1  |        | 会議録署名議員の指名   |
| 2  |        | 会期の決定  |
| 3  |        | 諸般報告   |
| 4  |        | 行政報告   |
| 5  | 認定第 1号 | 令和4年度浦臼町一般会計歳入歳出決算の認定について                            |
| 6  | 認定第 2号 | 令和4年度浦臼町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について                      |
| 7  | 認定第 3号 | 令和4年度浦臼町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について                     |
| 8  | 認定第 4号 | 令和4年度浦臼町下水道事業剰余金の処分及び決算の認定について                       |
| 9  | 一般質問   |  |
| 10 | 議案第49号 | 令和5年度浦臼町一般会計補正予算(第6号)                                |
| 11 | 議案第50号 | 浦臼町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について                           |
| 12 | 議案第51号 | 浦臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について                           |
| 13 | 議案第52号 | 浦臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 14 | 議案第53号 | 空知中部広域連合規約の一部を変更する規約について                             |
| 15 | 議案第54号 | 財産の取得について  |
| 16 | 選挙第10号 | 浦臼町選挙管理委員及び同補充員の選挙                                   |
| 17 |        | 所管事務調査について(総務産業常任委員会)                                |

## ○出席議員(8名)

議長	8番	小松正年君	副議長	7番	柴田典男君
	1番	砂場明君		2番	土屋慎一君
	3番	高田英利君		4番	野崎敬恭君
	5番	中川清美君		6番	静川広巳君

## ○欠席議員(0名)

○出席説明員

町			長	川	畑	智	昭	君
副		町	長	石	原	正	伸	君
教		育	長	河	本	浩	昭	君
総			長	明	見	将	幸	君
総	務	課	幹	安	田	良	弘	君
総	務	課	幹	早	坂	隆	広	君
住	民	課	幹	中	田	帯	刀	君
住	民	課	長	國	田	幹	夫	君
福	祉	課	長	齊	藤	淑	恵	君
福	祉	課	幹	城	宝	睦	己	君
産	業	課	長	馬	狩	範	一	君
産	業	課	幹	山	崎		哲	君
建	設	課	長	上	嶋	俊	文	君
建	設	課	長	竹	田	圭	一	君
教	育	委	長	横	井	正	樹	君
教	育	委	幹	小	田	修	司	君
農	業	委	長	位	田		勝	君
代	表	監	員	笹	木	政	廣	君

○出席事務局職員

局		長	國	田	朋	子	君
書		記	藤	澤	翔	太	郎

◎開会の宣告

○議 長（小松正年君）

本日の出席人員は8名全員であります。

定足数に達しております。

ただいまから、令和5年第4回浦臼町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議 長（小松正年君）

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしく願います。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議 長（小松正年君）

日程第1、会議録署名議員の指名を会議規則第118条の規定により、議長において、6番、静川議員、7番、柴田議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議 長（小松正年君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月12日までの5日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議 長（小松正年君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月12日までの5日間と決定しました。

◎日程第3 諸般報告

○議 長（小松正年君）

日程第3、諸般の報告を行います。

はじめに、令和5年第3回定例会以降、きょうまでの議長政務報告をお手元に配付してありますので、お目通し願ひ、主なもののみ報告いたします。

11月29日、第67回町村議会議長会全国大会に出席をしております。この日は朝一番に総務省副大臣室へ渡辺孝一総務副大臣と懇談を行いました。その後、船橋利実総務大臣政務官に面談をいたしました。

その後、NHKホールに向かいまして、全国町村会議長会、ことしの会長は北海道議長会の会長の厚真町出身の渡部孝樹氏でありまして、北海道はステージの中央、一番前の方に陣取って大会を迎えました。

大会では、要望、決議案を採択しまして、大会を閉じました。

研修会につきましては、テレビキャスターでおなじみの伊藤聡子さんを講師に講演を聞いてまいりました。

以上でございます。

次に、監査委員より令和5年9月から令和5年11月に実施した例月出納検査及び定期監査結果の報告がありました。その写しをお手元に配付しておりますので、ご承知願います。

次に、総務産業常任委員長より所管事務調査の報告がありました。その写しをお手元に配付しておりますのでご承知願います。

以上、3件については報告済みといたします。

これで、諸般の報告を終わります。

#### ◎日程第4 行政報告

##### ○議長（小松正年君）

日程第4、行政報告を行います。

初めに、町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

川畑町長。

##### ○町長（川畑智昭君）

おはようございます。

令和5年第4回定例会の開会に当たり、一言ご挨拶と行政報告を申し上げます。

さて、本日をもって招集いたしました第4回定例会では、議案6件、認定4件を上程いたしております。各議案提出の際には詳細にご説明いたしますので、十分にご審議いただき、町政発展のため議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

この際、第3回定例会以降の動静につきましてご報告を申し上げます。

まず、農業関係になりますが、本年の水稻につきましては本町を含む北空知の作況指数が102のやや良と講評されました。

誰もが実感と少し異なる受け止めをしたのではないかとと思いますが、JAピンネからいただいた資料によれば、高品位米は全体の0.7%、色選預かりが63%、契約数量に届かないという近年にない非常に厳しい結果となったところでございます。

概算金が多少増加し、総体取引価格も比較的堅調に推移しているとのことですが、農家所得への影響が生じることは間違いありません。

道内有数の米の主産地である本町農業の安定的な発展を図るため、国における積極的な需給改善や適正な価格転嫁制度化の実現など引き続き関係機関、団体等と連携をしながら要望を行ってまいります。

続きまして、9月28日から10月1日の4日間、東京代々木公園におきまして、北海道フェア in 代々木が開催され、うち2日間でしたが、私が参加してまいりました。

例年30万人以上が訪れる国内最大規模の物産会で、東京浦臼会の尾田会長をはじめ役員の皆さんと応援に派遣した役場職員が協力して町内産米やトマトジュース、乾燥野菜などを販売いたしました。

9月末とはいえまだまだ暑く、4日間の長丁場でしたので、会長ら役員の方には大変ご苦労いただきましたが、首都圏で特産品をPRする貴重な機会でもありますので、今後とも継続してまいりたいと考えております。

また、北海道フェアの開催期間中に全国規模の新規就農フェアが池袋サンシャインシティで開催され、初めて道外で開催されるこの種のイベントに参加しております。

結果としては、今後につながるような深い相談までには至りませんでした。が、情報を発信し続けることが最初の一步と考えておりますので、道内外の開催にかかわらず粘り強く参加を続けてまいりたいと思います。

先月30日、高齢者大学みどり学園の開園50周年記念式典を開催いたしました。昭和49年、当時の友成一夫町長が高齢者の方々が自主的に学び、仲間と集い支え合うことによって、生きがいの持てる健康的な生活を送る場として本学園を創設されたものです。

半世紀が経過し、社会は大きく変わりましたが、建学の精神は今の時代であっても全く色あせていないということを感じています。より多くの高齢者の皆さんに参加していただけるようPRに努めてまいりたいと思います。

以上をもちまして、行政報告といたします。

○議 長（小松正年君）

次に、教育長から教育行政報告の申し出がありました。これを許します。

河本教育長。

○教育長（河本浩昭君）

おはようございます。

議長の発言のお許しがございましたので、第3回定例会以降の教育行政報告につきまして、お手元の報告書をお目通しいただき、何点かにつき報告をさせていただきます。

10月21日開催の令和5年度浦臼小学校第28回学習発表会につきましては、4年ぶりの通常開催となり、6年生の総合学習の締めくくりでございます創作劇を筆頭に各学年ともにダンスや音楽など全ての発表においてクオリティーが高く、子どもたちの努力と教職員の指導力が感じられる内容となっております。

次に、10月30日の給食提供米贈呈式につきましては、JAピンネブランド米生産組合から浦臼産ゆめぴりかとふっくりんこを120キロずつ提供いただき、また今年度につきましては浦臼町クリーン米生産組合からも特別栽培米のふっくりんこを120キロいただき、既に給食に使用させていただいております。

31日の一日防災学校につきましては、町総務課、滝川警察署、広域消防組合、滝川河川事務所、学校運営協議会の協力をいただき、午前中は小学校、午後は中学校で行われ、中学校につきましては初めての実施となりました。

防災意識の高まりに期待するところであり、関係機関の協力に感謝を申し上げます。

以上、教育行政報告とさせていただきます。

○議 長（小松正年君）

これで、行政報告は終わりました。

◎日程第5 認定第1号～日程第8 認定第4号（一括議題）

○議 長（小松正年君）

お諮りします。

日程第5から日程第8までの4件については、関連がありますので一括して議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議 長（小松正年君）

異議なしと認めます。

したがって、日程第5、認定第1号 令和4年度浦臼町歳入歳出決算の認定について、日程第6、認定第2号 令和4年度浦臼町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第7、認定第3号 令和4年度浦臼町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第8、認定第4号 令和4年度浦臼町下水道事業剰余金の処分及び決算の認定については一括議題といたします。

本件については、令和5年第3回定例会において、決算審査特別委員会に付託しておりますので、審査結果について、野崎委員長の報告を求めます。

野崎委員長。

○決算審査特別委員長（野崎敬恭君）

決算審査特別委員長報告をいたします。

認定第1号から認定第4号までの令和4年度浦臼町各会計歳入歳出決算等の認定について審査を終了しましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

令和5年第3回定例会において、議長及び議選監査委員を除く全員をもって構成する決算審査特別委員会が設置され、本件を付託されたところであります。

去る10月30日、31日の2日間にわたり、慎重かつ熱心に審査したところであります。

その結果は、別紙のとおり報告書にそれぞれ記載してありますので、内容については省略しますが、本委員会は令和4年度浦臼町一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算及び下水道事業剰余金の処分及び決算を認定すべきものと決定いたしましたので報告いたします。

以上をもって、委員長報告を終わります。

○議 長（小松正年君）

質疑については、議長及び議選監査委員を除く全員をもって構成する特別委員会のため省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議 長（小松正年君）

異議なしと認めます。

したがって、質疑は省略することに決定いたしました。

これより、認定第1号 令和4年度浦臼町一般会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、採決いたします。

認定第1号について、これを認定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議 長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、認定第1号 令和4年度浦臼町一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第2号 令和4年度浦臼町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、採決します。

認定第2号について、これを認定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議 長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、認定第2号 令和4年度浦臼町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第3号 令和4年度浦臼町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、採決いたします。

認定第3号について、これを認定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議 長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、認定第3号 令和4年度浦臼町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第4号 令和4年度浦臼町下水道事業剰余金の処分及び決算の認定について討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、採決いたします。

認定第4号について、これを認定することに賛成の議員は起立願います。  
(賛成者起立)

○議 長(小松正年君)

起立全員です。

したがって、認定第4号 令和4年度浦臼町下水道事業剰余金の処分及び決算の認定については、委員長報告のとおり認定されました。

◎日程第9 一般質問

○議 長(小松正年君)

日程第9、これより一般質問を行います。

順次、発言を許します。

発言順位1番、砂場明議員。

砂場議員。

○1番(砂場 明君)

令和5年度第4回定例会につきまして、一般質問をさせていただきます。

私の方からは、浦臼町における商工業の現状ということで、町長にお答え願います。

日ごろより商工業者に対して、プレミアム商品券を初め数々の支援策がありました。が、まだまだ多くの問題を抱えております。

コロナ以前とは比べ物にならない状況で、それでも何とか持ちこたえているのが現状です。

売り上げ減少など多岐にわたる問題を抱えておりますが、実際に働く方から後継者問題に至るまで、多くの事業者が人材不足を挙げています。

商工会登録事業者の社長・代表の平均年齢が64.43歳、70代、80代が約半数の30事業所、ここで少し補足いたしますが、浦臼町の商工会に登録されているのが100社、そのうち郵便局や信金など外部の企業、それと寺や農家などを抜かしたいわゆる商工業の会社が60事業所ございます。

年代別で見ますと、70代が一番多く、24事業所、次いで60代が15事業所、一番少ないのが50代で5事業所、次いで80代、6事業所、残りが40代となっております。

また、後継者がいると思われる事業所が13%しかおらず、事業所の高齢化と継承者の有無で将来の不安も抱えています。

商工業といっても多種多様ありますので、今回は飲食業に的を絞り質問いたします。

町としても、コロナが明け、他町からの人の流れが活発化してきた時期に、どうやって我が町にお金を落とさせていただけるかということも考えていかなければなりません。

特に飲食店関係は問題が如実にあらわれており、閉店を余儀なくされるケースもございます。

しかし、キャンプや観光に来られた方が御飯も食べられないようでは、今後の商工業の未来も見えないのではないかと考えます。

また、他町のお話だけではなく、浦臼町民から、「コーヒーでも飲みなが

らお話する場所がない」や、「楽しくお酒を飲みながらふれあう場所も限られている」といった声も聞かれます。

民間事業者なので、「自助努力」と言われても仕方ないことなのでしょうが、商工業の衰退は町の衰退と同意義とも考えられます。

ここで何か対策をとらなければ、全てなくなってしまった後ではもう遅いと考えます。

対策として、公的資金を事業者に投入するということが大切ですが、得策ではないと感じております。

人口減少を避けて通ることはできませんが、いつときの支援金より持続的な売り上げ増や、働き手のあっせん、事業の継続が重要と考えます。

そこで、町長に次の2点を伺います。

一つ、現在の商工業の問題をどう考えているのでしょうか。

二つ、何か対策や支援策等を考えることはできるのでしょうか。

事業者の抱える問題はさまざまで、一言では言い切れないでしょうが、何とぞよろしく願いいたします。

○議 長（小松正年君）

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

砂場議員のご質問にお答えいたします。

1点目の現在の商工業の問題をどのように考えているかについてお答えいたします。

飲食店においても、近年の物価や燃料費の高騰により収支が悪化している状況や、高齢化と後継者不在により長年町のにぎわいの象徴であった店舗が休業し、町民の憩いの場を失い、生活基盤に必要なサービス低下を招いていることは認識しております。

このことを踏まえ、役場内の関係部署を集め商工業者の事業継承について協議したところですが、議員のご指摘のとおり個人事業主への公的資金の投入の是非等で、具体的な方向性を見出せていない状況です。

また、歴史的建造物の観点からも可能性を検討いたしました。が、国庫補助の活用を前提とすると町の所有物とすることが条件となり、特定の民間事業者への公費の投入、公的施設の貸与と同様の問題が生じます。

2点目の対策や支援策等についてですが、新規開業はもとより経営継続や事業継承に向けた浦臼町中小企業振興事業や浦臼町中小企業振興資金利子補給補助事業の助成金等の対象メニューが町外からの進出を優遇するなど、現状の課題に対応したものになっていないため、柔軟な対応が可能となるよう制度改正を検討してまいります。

過疎地においては、飲食業者はもとより小売業者の撤退が社会問題化しており、厳しい経営環境が容易に改善できるものではありませんが、商工業振興の中核的役割を担う商工会との連携強化を図り、各種活動の一層の活性化を図ってまいりたいと考えています。

以上です。

○議 長（小松正年君）

再質問ございますか。

砂場議員。

○1番（砂場 明君）

ご答弁ありがとうございます。

ただいまの町長の答弁の中から、町長自身もこの町の現状を憂いているのかなと認識しております。

また、具体的な方向性が見出せていない状態ですということは、本当に現状を示唆しているのかなとも感じております。

そこで、私からの提案型の質問をさせていただきますが、地域おこし協力隊を多岐にわたり活用することはできないでしょうか。

そもそも協力隊はその町に従事して、任務完了後に永住していただくことがコンセプトにもなっています。

例えば、隣の町を見ますと、協力隊として入町し、その後、開業、そして今では議員となっている方もおられます。

こういうケースはまれですが、他の地域を見ても多くはありませんが、移住している方もいます。

そこで、例えば今後協力隊をあっせんする場合に、募集や面接段階から、飲食業に興味のある方を採用し、浦臼町の飲食業者にでっち奉公していただく、そのかわりにノウハウを教え、開業まで面倒を見る、店側も働き手が増えるメリットがあるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議 長（小松正年君）

答弁お願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

協力隊を活用してはということですが、十分考えられる可能性はあると思います。

ただ、現在、名前は出せませんが、飲食店の場合につきましては、ご親族の方がやってみたいという可能性として意思を持たれているというのがありますので、まずそこを確認し、どのようなハードルがあって解決方法があるのかという部分をまず明らかにしてから、その次のステップとして考えさせていただきたいと思います。

○議 長（小松正年君）

再々質問ございますか。

砂場議員。

○1番（砂場 明君）

ご答弁ありがとうございます。

今、協力隊のお話をしましたが、今後の浦臼町の事業者を考えますと、先ほども言ったとおり高齢化も進んでおります。

その中で、次々にかわる事業者を考えなければいけないということで、僕も商工業に関わる者として考えさせていただきました。

例えば、今は飲食業に的を絞って今回は質問させていただきましたが、飲食業をモデルケースとして、今後はさらなる拡大を持って、例えば商店や工業や農業といった分野にも協力隊を派遣することはできるのではないかと考えます。

この協力隊のあっせんを一手に担うようなホームページをちょっと確認させていただいたのですが、各町の方からもそこでこういう事業を担いませんかというサムネといいたいでしょうか、そういうのが載ってしまっていて、その協力隊になろうとしている方がそこを見て、その町に従事するといったケースも多いと思われます。

協力隊を使うことによって、現在の条例とかを変更しなくても活用できるのではないかと考えております。

強いて上げれば、各事業所との契約を結ぶ必要はあるとは思いますが、そうしたことで事業所と協力隊を挟んで事業所と町とつながりがあればなと思っています。

また、ある方が言っていたのですが、これからの地方が生き残るにはお金と人の奪い合いと言っておりました。言葉は確かに悪いですが、言い得て妙だとも思いました。その最たる例がふるさと納税であり、この協力隊ではないでしょうか。

国もいつまでこの制度があるかわかりませんし、実際募集しても来るかどうかはわかりませんが、今後を見据えて、来年度には一気に10人くらい協力隊がこの町に派遣されるような状況が今後を見ても望ましいのかなと思いますが、町長、いかがでしょうか。

○議 長（小松正年君）

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

農業とか林業分野につきましては、以前から支援員という形での協力隊というのが派遣されているのが通常にありました。

商工業につきましては、あまり表には出てきていませんでしたけれど、特定の商工業の店舗の特定の業務に当たるということが可能なのか、さらには地域づくりという部分にも関わっていただかなければならないというところもありますので、どこまですみ分けができるのか、そのあたりも検討させていただきたいと思います。

協力隊につきましては、担当とも少し話しておりますけれど、10人はお約束できませんけれど、今後増やしていこうということで体制をとっていきたいと考えておりますので、もう少し時間をいただきたいと思います。

○議 長（小松正年君）

それでは、次に発言順位2番、静川広巳議員。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

それでは、令和5年第4回定例会におきまして、町長に一般質問をさせていただきます。

今回、二つありますので、一つずつよろしくお願ひしたいと思います。

まず、1点目ですが、小中学校のエアコンの設置の進捗状況ということでお伺いをいたしたいと思います。

9月定例会において、ことしの夏の猛暑を受け、3議員から質問がありました小中学校のエアコンの設置についてであります。教育長、町長の答弁では、来年度より設置を協議するということでしたが、次年度予算編成も近づいていますが、設置に向けての進捗状況をお伺いしたいと思います。

○議 長（小松正年君）

答弁お願いいたします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

静川議員のご質問にお答えいたします。

9月定例会におきまして、空調設備につきましては、来年度中の設置に向けて検討させていただきたいと答弁させていただきました。

その後、国の補正予算などもあり、10月上旬に学校施設環境改善交付金事業に交付申請を行い、本年度中の設置完了に向け事業を進めたいと考えております。

なお、事業にかかわる予算につきましては、本定例会に補正予算を上程させていただいており、小中学校ともに普通教室と職員室及び校長室に設置する予定としております。

○議 長（小松正年君）

再質問ございますか。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

大変ありがとうございます。設置していただけるということなので、若干詳しい中身をお聞きしたいと思うのですが、今回補正予算で小学校、およそ1,800万円、中学校で1,300万円、教室と職員室並びに校長室ということでございますが、設計の段階でこのエアコンというのでしょうか、空調設備といいます。どういうタイプのものを設計しておられるのか、また設置という部分ではどういう設置になるのかをお聞きしたいなと思います。

また、本年度中の設置完了ということは、令和5年度中と理解してよろしいのか、となると、令和6年の3月いっぱいまでに設置を完了するという言い方になるのか、ということは工事期間が当然出てきますから、学校は当然子どもたちが登校していない休み期間という考え方でよろしいのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議 長（小松正年君）

答弁お願いいたします。

横井事務局長。

○教育委員会事務局長（横井正樹君）

ただいまの質問にお答えいたします。

まず、今の設計状況といたしましては、普通教室及び職員室には天井からつり下げ式の大きいエアコンを設置する予定でおります。

校長室につきましては、それぞれ家庭用のエアコンを設置するというような設計になっております。

あくまでも、大本の電源工事を行わないという範囲で考えておりますので、現状のような設計になっております。

それと、令和5年度中と言いましたが、令和6年3月までに事業を完了する予定で今進めているところであります。

工事の内容につきましては、冬休み期間中というのが一番いいのですがけれども、多分そこには間に合わないと思いますので、土日を活用しながら工事を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議 長（小松正年君）

再々質問ございますか。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

この空調につきましては、私らはエアコンという言い方をしたのですが、当然エアコンですので、夏は涼しくできる、冬は暖かくできるということでの空調設備でよろしいのでしょうか。

であると、例えば冬は当然各教室ストーブとかもついていますけれども、そういったものもひっくるめた感じの中ではどのような使い方になるのか教えていただければと思います。

○議 長（小松正年君）

横井事務局長。

○教育委員会事務局長（横井正樹君）

ただいまの質問にお答えいたします。

基本的にはクーラーというか夏の使用をメインに考えておりまして、暖房は各教室、ストーブついておりますので、補完するということでは使用する可能性はありますが、基本的には夏場の使用に限られるのかなと思っております。

あと夏場の使用につきましても、それぞれ学校と協議いたしまして、どういふときに使うのかというところのマニュアルみたいなのを作成してやっていきたいなと考えています。

以上です。

○議 長（小松正年君）

2点目の質問ございますか。

○6番（静川広巳君）

学校関係のエアコンは多分、子どもたち大変喜んでいると思います。大変ありがとうございます。

それでは、2点目の質問に入りたいと思います。

持続可能な農業の地図をとということで、町長に質問したいと思います。

農地法が見直されたことにより、これからの農地の流動が大きく変わろうとしています。

人、農地プランを基本とし、国が進める地域計画の策定の状況は現在進ん

でいるのか、また農業関係者の受け止め方については、地域計画作成の過程において、出し手と受け手の説明状況を今後どのようにしていくか、また今後の対応並びに現在の進捗状況について伺いたいと思います。

○議 長（小松正年君）

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

静川議員のご質問にお答えいたします。

令和5年4月1日から施行されました農業経営基盤強化促進法により、令和6年度末までに地域農業経営基盤強化促進計画、いわゆる地域計画の策定が義務づけられたところです。

地域計画では、地域における農業の将来のあり方や農用地の具体的な利用の姿を示すことになっており、これまでの「人・農地プラン」を法定化するものでございます。

また、農業を担う者ごとに利用する農用地等を定めた地図「目標地図」も作成の対象となっております。

当町の地域計画策定状況ですが、地域計画を策定する協議会を今年度末から新年度早々に設立予定としており、構成機関は農業委員会、農協、土地改良区、農業公社などを予定しております。

現在は、農業委員会に依頼し、農用地の所有者や耕作者に経営意向調査を行い、利用の意向を把握し、現況地図等の農地情報を準備していただいている状況です。

この意向調査につきましては、新年1月中の発送が予定されています。

実際の出し手と受け手への説明は、地域計画作成の聞き取り時に丁寧に説明してまいりたいと考えています。

○議 長（小松正年君）

再質問ございますか。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

農地法が変わってから、大変なすごい計画を立てなければいけないということで、私もすごく興味がありまして、私、元農業委員をやっていたので、この辺もかなり今の農地の移動がすごくだんだん難しい状況になってきているというのがあります。

国が示す地域計画なのですが、当然各それぞれ自治体が持っている振興地域ですか、それが基本になって、当然やっていくということになると思いますが、農水省が先月、これに対してやっとマニュアルが出ています。

私もこのマニュアルをちょっと確認したのですが、ここにあるのですが、すごい量なのです。このぐらい分厚い。

これ全部読んでみようと思って、ずっと読んでいたのですが、最終的に何となくわかるのですけれども、すごい量の作業があると思っています。

今、町長がおっしゃったように、随分淡々とやっているのですが、一番基本となる地域計画をつくる上で、令和7年の3月までには完成させなければ

いけないということになっていますね。

ということは、令和6年度中にはほぼもう完成してはならないということになります。

これを今から考えていくと、わずか1年の間にどういう形で策定していくかということをもう既に今から考えて、逆に言えば、もう策定の工程表を書いていかないと、私、間に合わないと思います。

例えば12月だったら12月から2月まではこういうことをやる、2月から3月までにはこういうことをやる、そういう部分をそれぞれのところで書いていかないと、恐らく間に合わないと思います。

かつ、地域をどう分けるのか、それも重要になってきます。

人・農地プランで言われるように、各農事組合単位で分けてやっていますが、そういう分け方として地域計画の地図をかいていくのか、それとも中央地区、晩生内地区、鶴沼地区という三つの単位でそこを一つのグループとしてやっていくのか、これも大きな重要になってくると思います。

その中で、出し手と受け手がどういう方向で関わっていくかということをつくっていかなくてはならないので、結局、鶴沼地区、浦臼地区をまたぐ人もいるわけですから、その想定もして、どういうふうに面積が動くかということも想定してその上でやっていかなくてはならないということになれば、ある程度工程表をつくって、何月から何月まではこういう協議をしなくてはならないというものをつくっていかないと、行き当たりばったりでやっていくと大変だと思っています。

なので、この辺、早くできれば工程表の作成をある程度つくってやっていく必要があると思います。

だから、この辺は町側がどう考えているかわかりませんが、この中には必ず農業委員会が入って、それから農協も入って、もう一つ肝心なのが、土地改良区が入ることになっています。

これは農地の移動の中で、将来的に基盤整備事業が必要なのか必要でないのか、それと今まで転作をしていたところに水利権があるのかないのか、水利が必要なのか、そういった部分もやっていかなければ、土地の集積ができないという状況になりますので、その辺をしっかりと工程表の中で協議しながらやるということと一緒にやっていかないと、なかなか進まないと私、思っていますので、その辺、協議、また工程表というものを今後どのようにやっていかなくてはならないかということを考えてほしいと思うのですが、その辺、どうでしょうか。

○議 長（小松正年君）

答弁お願いいたします。

馬狩課長。

○産業課長（馬狩範一君）

質問にお答えいたします。

現時点で、当町の地域計画につきましては、若干の遅れはございますが、令和7年3月までには完成を目指していきたいと思っております。

工程表なのですけれども、議員おっしゃるとおりに、工程表につきましては

は大変重要なものと考えております。

現在、おぼろげに工程表みたいなことはございまして、いつまでにといいことはこちらの方も理解しているつもりでございます。

地区の選定につきましても、そこもちょっと協議によるのですが、補助事業の絡みとかもありますので、浦臼町全体を一地区という考えで今のところ考えておりますが、これについても協議の中で変わっていくということも考えられます。

あとにつきましては、とりあえず令和7年3月までにはやるということで、農閑期といいますか、今の協議会の立ち上げを今年度ぎりぎりか新年度と考えておりますので、地域の聞き取りを農家の繁忙期を避けて地域の聞き取りを十分丁寧に行っていきたいと考えております。

以上です。

○議 長（小松正年君）

再々質問ございますか。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

今回、この作成に当たり一番重要なのは農業委員会です。町として農業委員会との関わりとして、その農業委員会との協議の中で今現在どのように進めていらっしゃるのでしょうか。

○議 長（小松正年君）

答弁どうでしょう。

馬狩課長。

○産業課長（馬狩範一君）

私、産業課長でございまして、農業委員会の局長も兼ねておりまして、その点につきまして、農業委員会の立場でお話をさせていただきたいと思いますが、今一番先にやることは、農業委員会として経営の意向調査を実施するということが一番先になっておりまして、それをもとに地域計画の基本となる材料を考えていくということになっておりまして、その経営意向調査につきましては、これから農家自体として規模を拡大していくのか、現状維持なのか縮小するのかなどという聞き取り調査を考えておりまして、それを1月ぐらいに発送しまして、当月中旬に意向調査については完了させる予定で考えてございます。

それに基づきまして、目標地図の前身であります目標地図の素図というものを完成するというところで考えております。

以上です。

○議 長（小松正年君）

それでは、次に発言順位3番、柴田典男議員。

柴田議員。

○7番（柴田典男君）

令和5年第4回定例会におきまして、私は今回教育長に1点、町長に1点の質問をさせていただきます。

最初に、教育長に義務教育学校への取り組みについて質問をさせていただ

きます。

学校教育法の改正により、2016年に学校教育制度として義務教育学校が新設されました。

教育課程や学校運営については、設置者により柔軟に運営が可能となり、全国では近年この制度に取り組んでいる市町村が増えていると聞きます。

本町は、小学校、中学校とそれぞれ耐震化がなされた校舎を有し、この制度に取り組むとしても課題は多いと思います。

しかし、時代の流れの中で、将来に向けた検討、議論は進めておくべきと考えます。

近年、児童生徒の成長段階に適切に対応するという観点から、多様な教職員が児童生徒に関わることや教科指導における専門性の強化が求められ、従来の6-3制の枠組みに縛られない柔軟な区切りを設けて指導体制を整えることの有効性が指摘されています。

そこで、教育長としての考えを伺います。

一つ目として、近隣市町村の取り組み状況はいかがか。

二つ目として、本町が取り組んだ場合のメリット、デメリットをどう考えるか。

これから教育者や保護者との議論を深めていかなければならないと思いますが、将来に向けて、本町としての必要性を教育長としてどう考えるか、以上、3点を伺います。

○議長（小松正年君）

答弁お願いいたします。

河本教育長。

○教育長（河本浩昭君）

柴田議員のご質問にお答えいたします。

小中一貫教育は、小中学校が学習指導や生徒指導について互いに協力し、双方の教職員が義務教育9年間の全体像を把握し、系統性・連続性に配慮した教育に取り組むものとされています。

その小中一貫教育の中には、義務教育学校や小中一貫型小中学校などがあり、今回ご質問にありますとおりその有効性について多くの例が示されているところでございます。

ご質問の1点目、近隣市町村の取り組み状況につきましては、北海道内で義務教育学校を設置しているのは、令和5年5月現在、20市町村、24校となっており、そのうち空知管内では、歌志内市の1校となっております。

また、中空知5市3町につきましては、既に開校が1市、開校予定が1市、検討中または検討予定が2町、導入の予定なしが4市町となっており、北空知においても3町が設置予定、南空知でも1町が設置予定となっております。

2点目の取り組んだ場合のメリット・デメリットにつきましては、まずメリットですが、小学校と中学校で学ぶ内容の系統性や連続性に配慮した教育プログラムの作成・指導が可能となり、理解度の向上が期待できること、9年間連続して生徒指導が行えるので、教職員間での情報共有が行いやすく、より効果的であること、また義務教育学校にすることで、6-3制とは異なる

る発達段階に応じた学年区分ができることや、中1ギャップの緩和・解消が期待できること、さらには特別支援教育においても9年間継続することから、情報の引き継ぎやすさ、保護者との継続的な関係を築きやすくするなどの効果があると考えております。

教職員の配置につきましても、校長は1人となり、一つの教職員組織となります。

デメリットにつきましてもほとんどないものと考えますが、一般的には小学校卒業の達成感がなくなったり、小学校五、六年生の自主性やリーダーシップ育成の機会が減るなどがあるかと思えます。

また、新築もしくは増改築であっても、多額の事業費となることから、町の財政状況・出生数や人口動態を見通し、学校の適正規模などをしっかりと計画していかなければならないと考えております。

3点目の必要性につきましても、前段説明しましたとおりメリットとなる部分がかかなり多く、今後義務教育学校の導入を検討していく必要性は大いにあると考えております。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、小中学校ともに早期の改築や改修が必要な状況ではないことや、保護者や教育関係者との検討には多くの時間を要しますので、まずは検討委員会などの設置について検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長 長（小松正年君）

再質問ございますか。

柴田議員。

○7番（柴田典男君）

私もこの義務教育学校についてはあまり以前から知識があるわけではなくて、今回このような質問に至った経緯なのですが、今教育長の答弁にもあったとおり、開校予定1市の中に砂川市が令和8年に開校予定としているということなのですが、砂川市、来年度の予算で98億円の予算をかけて、全市統合して小中学校を1校にするという計画があるそうです。

その学校が義務教育学校を予定していると。3年制、4年制、2年制という段階にするのか、4年制、3年制、2年制という段階にするのかは、まだこれからの話し合いだそうですが、近隣でそれだけ大規模な義務教育学校ができると聞いたものですから、一体うちの町は将来に向けてどう考えているのかなということ、今回の質問に至りました。

当然、考えられるのは、小中学校一貫校であれば校舎は一つとして考えられるのですが、本町の場合はそれぞれが耐震化のもとでちょっと距離的にも離れているという条件もありますので、さあ、すぐ取り組むといってもなかなか難しい面はあるのかなと思えますけれども、その点で再質問の内容について、ちょっと私も勉強不足の点があるものですから、お伺いしたいと思うのですが、本町の場合に校舎がこうやって離れている状況の中でも、カリキュラムの問題もあるでしょうけれども、義務教育学校に取り組むことはできるのかどうかという点が一つ。

それから、校長先生が1人になると思うのですけれども、教頭先生は3人までいいのかなと思いますので、そこら辺で例えば複式学級の制度的なものも補充的なものも可能かなと思うのですけれども、そこら辺の複式学級は義務教育学校にした場合どのような対応を求められるのかについてお伺いします。

それから、今中学校の先生は専門科目として教えているのですけれども、そのような先生が低学年の方へ行って、例えば算数ですとか、理科ですとか、今現状では英語もありますけれども、そのような専門の先生が行って教えることがこれからは可能となっていくのかどうか。

あと、先生の教員免許はどうなっていくのかを一つ教えてください。今小学校は小学校の教員免許で、中学校は中学校の教員免許だと思うのですけれども、その場合はどうなっていくのか。

それから、先ほど中空知で開校予定が1校、既に歌志内市が開校なのですけれども、北空知でそれぞれ開校予定しているのが、秩父別町が令和8年、妹背牛町、令和10年、北竜町、令和10年とあるということは、もう今の段階で既に将来うちの町は義務教育学校に取り組むという声明をしていると、予定ということですが、うちの町、まだその点の内容、討論は始まっていないような感じを受けています。

例えば、本町でもやりたいよということになった場合、準備期間というのですか、何年ぐらい必要とするのでしょうか、その点を伺います。

以上、再質問お願いします。

○議 長（小松正年君）

答弁お願いいたします。

河本教育長。

○教育長（河本浩昭君）

ただいまの再質問にお答えをいたします。

まず、校舎が現状、浦臼町の場合、離れているということですが、義務教育学校につきましては、校舎の分離型というのもあります。

ただ、先ほど北海道内で24校が義務教育学校を設置しているという答弁をさせていただきましたが、その24校全てが施設一体型となっております。

ですから、分離型でもカリキュラム等を整備することによって可能なのかなとは思いますが、実際問題、教職員にも負担がかかったりするのかなというところと、あとやっぱり建物がつながっているということで、教科担任制だとか、そういった部分で建物が一体的な方がいいのではないかなと考えています。

それから、複式ということの観点から申し上げますと、先ほど議員からおっしゃられましたけれども、義務教育学校につきましては校長が1人、それから副校長あるいは教頭が3人設置ということで、総括的な副校長、それから前期課程と後期課程の副校長ということで、3名が基本となっておりますけれども、それにつきましては小規模の学校ですと、副校長、3人要らないよというケースもあるかと思えます。

その場合につきましては、道教委等と協議をした中で、その3人の副校長のうち1人は例えば主幹教諭でいいですよということで配置をさせていただいて、その方を複式解消のために担任に充てるだとか、そういったことが可能になってきます。

ですから、小規模な市町村については、そこら辺の将来の複式学級等々も検討した上でその義務教育学校という選択肢を選ばれることもあるのかなと考えております。

それから、教員免許の関係ですけれども、今現在は小学校免許を持っている方が前期課程、それから中学校免許を持っている方が後期課程ということなのですが、ただ今小学校の高学年五、六年生の教科担任制を進めておりまして、うちの中学校から小学校へも五、六年のある科目の授業に中学校の職員が行ったり、乗り入れ授業と言われるものなのですが、ただそれもやっぱり離れているとなかなかやりづらいのかなという、やっぱり建物が一体だと後期課程の教員に前期課程のクラスに教科を教えに行くというのはとてもやりやすいのかなと思っております。

近隣の状況を見ますと、おおむねですけれども、大体設置予定の年度から5年ぐらい前に検討委員会を設置して検討されているような傾向が見られます。

ですから、老朽化に伴って将来小学校、中学校をどうするのかというところから検討が始まって、小中一貫教育に進むべきかどうか、小中一貫教育に進むべきだと判断した場合には、小中一貫校というものがあります。

雨竜町が小中一貫校で、小学校、中学校が建物つながっているのですが、ただ義務教育学校とは違って、小学校、中学校にそれぞれ校長、教頭がいるという仕組みになっています。

そういう小中一貫教育の小中学校がいいのか、義務教育学校がいいのかという選択等が生じると思います。

それを検討した上で、さらにその建物をどうするのか、増築なのか、改築なのか、新築なのか、そういったところも検討していかなければならないと考えますので、そういった観点から大体近隣については5年ぐらい前から検討されているという状況でありますし、そういう必要があるのかなと考えております。

以上でございます。

○議 長（小松正年君）

再々質問ございますか。

柴田議員。

○7番（柴田典男君）

近隣の市町村の状況を見ると、もう令和10年でうちの町はやりますと宣言している町もほかにあるようでございますので、都道府県を見るとつくば市は義務教育学校を開設したことによって、引っ越しして来る父兄が多くなって人口が増えたということも実証としてあるそうでございますので、例えば今回砂川市が大規模校として義務教育学校をやるということによって、越境入学できるような雰囲気も聞いたことありますので、ぜひ逃げないで、で

できればうちの町で独自のカリキュラムをつくることによって、浦臼の町で勉強させてやりたいなという子どもが増えたら、人口増にもなるのかなと思いますので、ぜひカリキュラムをつくって、例えば将来やるとしても、そんな独自性のある夢がある義務教育学校ができればいいなということで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議 長（小松正年君）

それでは、2点目の質問をお願いいたします。

○7番（柴田典男君）

次に、町長に質問させていただきます。

明年の次期改選期を控えてということでございます。

川畑町政がスタートして3年8カ月が経過しました。六つの重点項目を中心に、住みよい町、住み続けたいまちづくりを念頭に町政を進めてきたものと思います。

副町長時代2期を含めおよそ3期にわたって町理事者として町行政に携わってきました。

町長就任当初から、新型コロナウイルスの感染が全国に及ぶに至り、思いどおりの政策が進めずさまざまなイベント等の中止や経済対策といったコロナウイルス対策がおよそ3年にわたって続き、本年、感染症分類が5類へ移行したことにより、やっと日常の生活が戻りつつあるものと感じています。

そのような中、1期目をあと残すところ数カ月となり、明年4月には改選期を迎えます。1期目としてさまざまな事業展開をしてきた中で、やり残したことも多々あろうかと思えます。

そこで、1期目を振り返り、町長としての反省点があれば伺いたいと思えます。

あわせて、次期に向けた決意を伺いたいと思えます。

○議 長（小松正年君）

答弁をお願いいたします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

ただいま、柴田議員からこれまでの町政運営における反省点と次期改選期に向けた考えに関するご質問をいただきました。

私は、令和2年4月、町民の皆様からのご支援をいただき、町政を担わせていただきました。

折しも出馬表明と時を同じくして新型コロナウイルス感染症が発生、勢力を拡大し、人々の動きにさまざまな制限がかけられ、常にコロナを意識した行政運営が求められた3年間となりました。

そして、本年5月以降、徐々にですが、町民の皆さんが日常生活を取り戻し、活発な活動が再開されています。長期間にわたりご協力いただきました町民の皆様にご心から感謝を申し上げたいと思えます。

さて、私は就任に当たり世界を覆う感染症の猛威や頻発する自然災害、農業政策の改変、さらには差し迫った人口減少、少子高齢化問題などさまざまなマイナス要素が重なる中、私たちのふるさと浦臼町を持続させるためには、

町民の安全を守り、経済を支え、生活を豊かにしていかなければならないとし、6項目の基本政策を掲げ推進してまいりました。

議会の皆様との議論を重ねながら、事業の実現を目指し鋭意取り組ませていただき、防災面では時間を要しましたが、専門職の配置がかない、ソフト面の充実強化を図る体制が整ったところでございます。

農業の面では、本町は稲作を中心とした農業を主体とした町であり、その持続的発展が町の活力につながるという考えから、スマート農業の実証試験、高収益作物の作付奨励、また新規就農者の受け入れ対策に取り組んでいるところであり、商工観光分野につきましては、コロナ禍により商工業者の皆さんには長期にわたり多大な影響を受けられ、臨時交付金を活用して支援を行ってまいりました。

町民の生活全般につきましては、JRや中央バスの相次ぐ撤退に対応した地域公共交通の再編を行い、駅舎周辺の活性化を目指し、多世代交流施設「えみる」の建設に着手、また子育て・教育の面では、既存事業が主となりますが、充実した支援策を継続してきたところでございます。

これまでの取り組みを振り返りお答えしてまいりましたが、ご質問にあります反省点として、申し上げたほとんどの事業が道半ば、これからの浦臼町のためによやく種をまき、スタートを切ったばかりであり、迅速性、即効性の面では十分ではなかった点、またこれと関連しますが、喫緊の課題である少子高齢化、人口減少に対し、結果として効果的な対策をとれず大きな課題として残りました。

現在、本町で起きている事態、例えば地域公共交通からの民間事業者の撤退と代替運行、医療機関の利用減少、商工事業者の継承や雇用問題など、ほとんどが人口減少と少子高齢化に起因しており、さらにこれに対処するため町費の投入が増大し、財政面の悪化も招いているところでございます。

様々な課題が山積する中ではありますが、申し上げたように、まいた種が芽を出し、しっかりと根づくことを見届け、また懸案の鶴沼公園の再開発やゼロカーボン、自治体DXといった時代の要請にも道筋をつけたいという強い思いを持っています。

過日行われました私の後援会総会におきまして、引き続きこの町の牽引役として町政を担い課題解決に当たるべきとのご支援の声を多くの皆さんよりいただきました。

私は皆さんのこの声を受けとめ、自身の思いを実現するため2期目の町政に挑戦することを決意いたしました。

議会の皆様、町民の皆様のご理解とご支援を心からお願い申し上げ、柴田議員への答弁とさせていただきます。

○議 長（小松正年君）

再質問ございますか。

柴田議員。

○7番（柴田典男君）

特に再質問で答弁を求めるわけではございませんけれども、町長から次期に向けて頑張るという力強い決意を頂戴いたしましたので、私も一個人とし

てエールを送りたいと思います。

残されたほぼ4カ月の間、時間の許す限り多くの町民、そしてそれぞれの皆さんとの情報交換、会話、意見交換等々、お聞きになって、多くの町民の皆さんの意見を吸い上げて、2期目に向けて、その肥やしとなるような時間を残された4カ月でぜひ遺憾なく使って生かしていただきたいということで終わらせていただきます。

○議 長（小松正年君）

それでは、ここで休憩をとりたいと思います。

11時25分、再開いたします。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時21分

○議 長（小松正年君）

それでは、全員そろっておりますので、会議を再開いたしたいと思います。

◎日程第10 議案第49号

○議 長（小松正年君）

それでは、日程第10、議案第49号 令和5年度浦臼町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田主幹。

○総務課主幹（安田良弘君）

それでは、補正予算書をお手元の方にご用意の方、よろしくお願いいたします。

議案第49号 令和5年度浦臼町一般会計補正予算（第6号）。

令和5年度浦臼町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,342万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億6,052万5,000円とする。

2 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加は、「第3表地方債の補正」による。

令和5年12月8日提出

北海道浦臼町長 川畑智昭

はじめに、第2表、債務負担行為補正についてご説明いたします。6ページをお開きください。

1、追加でございます。

事項、浦臼町多世代交流施設に係る指定管理。期間は令和5年度から令和10年度まで。限度額は基本協定書または年度協定書で定める額でございます。

指定管理者となる社会福祉法人浦臼町社会福祉協議会と今年度に基本協定を締結し、令和6年度から令和10年度までの5年間で指定管理者に委任する必要があることから追加するものでございます。

次に、第3表、地方債の補正についてご説明いたします。引き続き6ページをご覧ください。

1、追加でございます。

起債の目的、町立学校エアコン新設事業、限度額2,310万円でございます。この後ご説明をいたします浦臼町立浦臼小学校並びに浦臼中学校のエアコン新設工事に係る財源として借り入れる地方債を追加するものでございます。

起債の方法につきましては証書借り入れ、利率につきましては6.5%以内といたします。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該利率見直し後の利率とするものでございます。

償還の方法につきましては、その政府資金につきましてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものといたします。

ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えすることができるものといたします。

続きまして、歳入歳出予算の補正につきまして、まず歳出よりご説明申し上げます。11ページをお開きください。

主なものについてご説明させていただきます。

2款総務費、1項3目企画費、補正額83万2,000円の追加でございます。17節備品購入費におきまして、来年度以降における新規採用予定職員の業務用端末を補充するための所要額を計上するものでございます。

9目地方創生事業費、補正額100万円の追加でございます。12節委託料におきまして、多世代交流施設の電話機器及びネットワーク環境整備に係る所要額を計上するものでございます。こちらにつきましては17節備品購入費を300万円減とし、12節委託料に組みかえを行いたいものでございますが、100万円の増額につきましてはネットワーク設定およびケーブル敷設費用を計上させていただくものでございます。

4項1目戸籍住民基本台帳費、補正額762万3,000円の追加でございます。12節委託料におきまして、住民基本台帳等を管理しております基幹システムの標準化対応に係る所要額を計上するものでございます。内容といたしましては、クラウド環境への移行作業でございます。本年度につきましてはクラウド上に稼働環境を構築するための計画作業でございます。財源につきましてはデジタル基盤改革支援補助金を活用するものでございます。

3款民生費、2項5目児童福祉施設費、補正額68万円の追加でございます。18節負担金補助及び交付金におきまして、新たに町外の幼稚園への入園希望があったことに伴い、不足が見込まれる施設型給付費を追加計上するものでございます。

6目子育て支援費、補正額100万円の追加でございます。12節委託料におきまして、次期子ども・子育て支援事業計画策定に向けた調査分析に係る業

務を外部委託するための委託料を計上するものでございます。子ども子育て支援法による業務計画で次期計画となります第3期は令和7年度から令和11年度の5カ年でございます。

13ページをご覧ください。

3項1目老人福祉総務費、補正額66万4,000円の追加でございます。12節委託料におきまして、配食サービス及び安否確認サービスの利用増見込みに伴い、所要額を追加計上するものでございます。

2目後期高齢者医療費、補正額351万7,000円の追加でございます。18節負担金補助及び交付金におきまして、令和4年度市町村療養給付費負担金が確定したことによる追加計上でございます。

4款衛生費、1項2目予防費、補正額47万2,000円の追加でございます。浦臼町立診療所におきまして、新型コロナウイルスワクチンの個別接種を促進したことにより加算される接種委託料を追加計上するものでございます。

3項1目診療所費、補正額14万8,000円の追加でございます。10節需用費におきまして、浦臼町歯科診療所の避難誘導灯の経年劣化により2台を更新するための所要額を計上するものでございます。

5款農林水産業費、1項5目農業振興費、補正額1,905万7,000円の追加でございます。14節工事請負費におきましては執行残による減額でございます。18節負担金補助及び交付金におきましては、麦・大豆生産技術向上事業に係る振興補助金を計上するものでございます。

8款消防費、1項3目災害対策費、補正額1,548万1,000円の減でございます。11節役務費及び12節委託料におきまして、移動系デジタル防災行政無線の更新を今年度において執行見込みがないことによる減額でございます。

15ページをお開きください。

9款教育費、2項小学校費、1目学校管理教育振興費、補正額1,845万9,000円の追加でございます。14節工事請負費におきまして、浦臼町立浦臼小学校の普通教室に6カ所、職員室及び校長室に各1カ所のエアコン新設に係る所要額を計上するものでございます。10節需用費につきましては当該工事に係る事務費でございます。

9款教育費、3項中学校費、1目学校管理教育振興費、補正額1,354万5,000円の追加でございます。14節工事請負費におきまして、浦臼町立浦臼中学校の普通教室に3カ所、職員室及び校長室に各1カ所のエアコン新設に係る所要額を計上するものでございます。10節需用費につきましては当該工事に係る事務費でございます。

歳出合計5,342万3,000円の追加でございます。

以上が、歳出についてのご説明でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

7ページをお開きください。

10款地方交付税、1項1目地方交付税、補正額1,771万9,000円の追加でございます。普通交付税におきまして、国の補正予算における歳出の追加に伴う地方負担及び地方公務員の給与改定を実施する場合に必要な

経費の一部を措置することを目的に増額交付措置が講じられたことにより追加計上するものでございます。

13款使用料及び手数料、1項3目産業使用料、補正額126万7,000円の追加でございます。鶴沼公園使用料におきまして、本年度の鶴沼公園開園期間終了に伴い公園施設使用料が確定したことにより追加計上するものでございます。利用人数は延べ1万4,005名でございます。

14款国庫支出金、2項2目衛生費国庫補助金、補正額233万2,000円の追加でございます。新型コロナウイルスワクチンの接種体制を確保するための経費に係る補助金のうち交付決定分を新規計上するものでございます。

5目教育費国庫補助金、補正額952万1,000円の追加でございます。浦臼町立浦臼小学校及び浦臼中学校のエアコン新設に係る交付金でございます。

6目総務費国庫補助金、補正額2,255万5,000円の追加でございます。プレミアム付商品券の発行、低所得世帯等へ3万円を給付の電力、ガス、食料品等価格高騰緊急支援給付金及び町民1人当たり飲食券2,000円、商品券8,000円の合計1万円相当を配付いたしました町内消費活性化事業補助金の経費に充当する交付金でございます。

15款道支出金、2項2目民生費道補助金、補正額112万7,000円の追加でございます。北海道単独補助事業の対象となる第2子以降の3歳未満児に係る保育料軽減事業の補助金でございます。町で実施中の保育料無償化の財源となるものでございます。

4目農林水産業費道補助金、補正額1,940万3,000円の追加でございます。歳出におきましてご説明いたしました麦・大豆生産技術向上事業に係る振興補助金に係る道補助金でございます。

16款財産収入、1項1目財産貸付収入、補正額5万1,000円の減でございます。町有建物貸付料、町有地貸付料ともに貸付先の店舗が休止いたしましたことに伴い減額するものでございます。

19款諸収入、3項2目雑入、補正額1,689万3,000円の追加でございます。1点目のデジタル基盤改革支援補助金でございますが、歳出におきましてご説明いたしました基幹システムの標準化対応に係る所要額に係る補助金でございます。2点目のまちづくり・人づくり推進交付金でございますが、道内町村におけるまちづくりや人材育成等を積極的に推進することを目的に北海道町村会より配分される交付金でございます。

9ページをお開きください。

20款町債、1項6目消防債、補正額1,530万円の減でございます。歳出におきましてご説明いたしました移動系デジタル防災行政無線更新事業に係る地方債を減額するものでございます。

7目教育債、補正額2,310万円の追加でございます。本補正予算、地方債の補正におきまして追加いたします地方債を計上するものでございます。

21款繰入金、1項1目基本財産繰入金、補正額4,519万2,000円の減でございます。財源調整に伴い財政調整基金を繰り戻すため減額するもの

でございます。

歳入合計、歳出と同額の5,342万3,000円の追加となっております。

以上が、議案第49号 令和5年度浦臼町一般会計補正予算（第6号）の内容でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議 長（小松正年君）

これより、質疑を行います。歳入歳出一括して質疑を受けます。質疑ありませんか。

柴田議員。

○7番（柴田典男君）

今回、麦・大豆生産技術事業補助金ということで1,940万3,000円が入って、再生協議会の方に入るわけですがけれども、これから年末に向かって再生協議会の支払い時期になっていくわけなのですがけれども、当初計画していた本町の再生協議会の予算ありますよね、いろんな項目と、それはほぼ満額支払いというのですか、100%補助として入ってきて支払いできるのかどうか、今のところどうなのかをお聞きしたいと思うのですけれども。

○議 長（小松正年君）

山崎主幹。

○産業課主幹（山崎 哲君）

すいません、再生協の予算ということでしょうか。

○7番（柴田典男君）

補助項目に満額支払いできるのか。

○産業課主幹（山崎 哲君）

一応、今実績報告を受け付けているところでして、この麦・大豆生産技術向上事業に対しての補助申請した分の補助額が確定した歳入になっております。再生協につきましては、先月なのですがけれども、予算の方は再度計上したような、予算の変更をかけているところです。

当初につきましては、再生協ではこの予算は計上せず、補助額が確定したときに再生協として予算を計上することになっておりますので、それにつきましては先月、11月末に予算の方は計上しております。

○議 長（小松正年君）

柴田議員。

○7番（柴田典男君）

結局、町として補助額、いろいろ項目別にありますよね。それで結局何を聞きたいかといったら、以前、何年か前か、結局当初の計画を100としたら8割の補助でおさめますよというときがありましたよね。

そういうこととして、ことしは100%可能なかどうか、今

のところ例えば再生協が補助としてやらなければいけないのが100としたら、8割分の予算しかありませんよという状況なのか、100の予算があるのかどうかを聞いたかったのだけれど、まだ結果として出てこないならまた後でも構わないのですけれど。今わからない、そうか。

農業者はいろいろな転作作物、あるいは麦・大豆とかいろいろつくった中で、再生協議会はその項目に対して補助金を出すわけですよ。

以前、結局予算が100取れないために、8割として抑えられたことが何年か前にもあって、去年も100%ではなかったと思うのですよ。そこら辺でことしは一体何割ぐらいの総額予算的なものなのですかということを知りたい。まだわからない。

○議長（小松正年君）

答弁できますか。

山崎主幹。

○産業課主幹（山崎 哲君）

この麦・大豆に関しては、作付したところの例えば排水対策とか土壌診断とか均平化とかそういう作業に対して面積に対して2,000円なり3,000円の支給がされる事業なのです。それに対する補助金ですので、柴田議員言われているのは、水活の方の交付金のことじゃないかなと思うので、別になるかと思えます。

○7番（柴田典男君）

この予算的には全体像ではないので違うのだけれど、結局聞いているのは全体像なんだ。

だから、後でもし今のこんな状況として予算措置できますよということで、わかれば教えてください。

一つ、ほかにいいです。

○議長（小松正年君）

はい、柴田議員。

○7番（柴田典男君）

財産貸付収入で町有建物貸付料が、対象者が休止したために徴収できなかったという説明だったと思うのですが、これからどうなるのですか。

○議長（小松正年君）

答弁をお願いします。

馬狩課長。

○産業課長（馬狩範一君）

ここで5万円計上しているのは、ヘルシー物産館ということになりまして、四半期ごとに使用料をいただいているという経過なのですけれども、4月から10月までの2期の期間については使用料をいただいております、その後、休止というか事業を今や

めているという状況なので、今年度分につきましては5万円を減額するという形になっております。

以上です。

○議 長（小松正年君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第49号を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議 長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、議案第49号 令和5年度浦臼町一般会計補正予算（第6号）は原案のとおり決定いたしました。

以上をもって、お昼休憩のため休憩をいたしたいと思います。

再開時間を午後1時30分といたします。

休憩 午前11時49分

再開 午後 1時27分

○議 長（小松正年君）

それでは、午前中の補正予算の質問内容の回答の方を馬狩課長の方から報告させます。

○産業課長（馬狩範一君）

補正予算の中でございました麦・大豆の補助金の関係だったのですが、その中で麦・大豆も含めた再生協、再生協といいましても産地交付金の交付率についての質問だったのですが、単価の大体84%程度交付されているということになってございます。

以上です。

○議 長（小松正年君）

それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎日程第11 議案第50号

○議 長（小松正年君）

日程第11、議案第50号 浦臼町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

早坂主幹。

○総務課主幹（早坂隆広君）

議案書3ページをお開きください。

議案第50号 浦臼町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について。

浦臼町過疎地域持続的発展市町村計画の一部を変更したいので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第6条第7項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年12月8日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由でございますが、令和3年第3回定例会におきまして議決賜りました当該計画におきまして、計画事業の追加が必要となったことに伴い変更するものでございます。

別冊参考資料によりご説明させていただきます。参考資料の1ページをお開きください。

区分、9、教育の振興におきまして、事業名、（1）学校教育関連施設、事業内容、小学校空調設備整備事業及び中学校空調設備整備事業を追加するものでございます。事業主体につきましては、どちらも町でございます。

昨今の記録的な猛暑が続く中、学校における学習環境の改善と子どもたちの健康保護の観点から教室へ空調設備を整備するため、本計画に追加するものでございます。

以上が、議案第50号、浦臼町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更についての内容でございます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議 長（小松正年君）

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第50号を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議 長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、議案第50号 浦臼町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更については原案のとおり決定しました。

○議 長（小松正年君）

日程第12、議案第51号 浦臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

國田主幹。

○住民課主幹（國田幹夫君）

議案4ページをお開き願います。

議案第51号 浦臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

浦臼町国民健康保険税条例（昭和41年浦臼町条例第12号）の一部を次のように改正する。

令和5年12月8日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由でございますが、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）及び全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の改正に伴う関係政令の整備に関する政令（令和5年政令第243号）の公布に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

内容につきましては、参考資料により説明いたします。参考資料2ページをお開き願います。

なお、今回の改正は、子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等の観点から国民健康保険制度において出産する被保険者に係る産前産後期間の国民健康保険税の免除に関する規定を新たに追加する内容となっております。

まず、第21条では、国民健康保険税の減額について規定されており、今回の出産に係る減額について、第3項を新たに追加しております。

対象は、出産を予定している被保険者及び出産した被保険者の方です。

免除される国保税は、出産予定月、また出産月を中心に前1カ月と後2カ月の4カ月分の出産被保険者に係る国保税、所得割と均等割が免除されます。

なお、他市の場合は前3カ月と後2カ月の計6カ月分の国保税が免除されます。

参考資料3ページをお開き願います。

第23条の3では、出産被保険者に係る届け出について新たに規定を追加しております。

出産時に国保税の免除を受ける場合、原則世帯主の方から届出が必要である旨及びその届出の記載事項について定めております。

議案6ページにお戻り願います。

附則、施行期日、1、この条例は、令和6年1月1日から施行する。

適用区分、2、この条例による改正後の浦臼町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上が、議案第51号についての説明でございます。ご審議いただき、議決

賜りようをお願い申し上げます。

○議 長（小松正年君）

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

こういう方がいらっしゃるかどうかわからない部分もあるのですが、この法律が施行されるということは、この先ずっと施行運用されると考えたときに、原則として世帯主が届け出を出すと。

出産を予定する家庭が今後どうなるかにもよるのですが、国民健康保険税の試算をするときは、前年の所得を基礎として次の年で国保税も課税していくという状況になります。

このときに、世帯主の所得税を基礎として次年度に納めてもらうということになるのですが、中には最高限度額を持っている方も何件かいらっしゃいます。

国保税の中で、要は頭打ちというか、最高限度額でそれぞれの三つの要素の中で全て限度額を超えている限度額という部分があるのですが、この方がもしこういう対象者になった場合、計算上、限度額があるので、前後2カ月を計算した段階でも限度額を超えるという場合があった場合は限度額ということになるので、どうかなという気がするのですが、この場合は結局限度額になっているので、全然控除の対象にならないというか、そういう計算式になるのか、それとも限度額を納めている方もこの前後、2カ月、2カ月の額が何らかの手当てがあるのか、ちょっとお聞きしたいのですが。

○議 長（小松正年君）

答弁をお願いします。

中田課長。

○住民課長（中田帯刀君）

ただいまの質問についてお答えいたします。

今議員、質問の件については、現在国の方のQ & Aが遅れておりまして、国の回答待ちの部分があるのですが、町の方で改正した条例と国の法律から読み解いた限りは、限度額を上限として課税された分から今回の減額が行われるので、限度額を超えている人に減額があっても、その頭打ちの中で減額が起きないということはないのではないかなと今のところ読み解いております。

以上です。

○議 長（小松正年君）

静川議員。

○6番（静川広巳君）

まだはっきりしていないということで、その場合だと、何か計算方法が変わることなのではないでしょうか。

○議 長（小松正年君）

中田課長。

○住民課長（中田帯刀君）

計算方法が変わるというわけではないのですけれども、今言った限度額を超えたところでの計算となるのか、限度額を超えている人であっても、きちんと減額される対象になるのかという部分についての回答待ちということでございます。

以上です。

○議 長（小松正年君）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第51号を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議 長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、議案第51号 浦臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については原案のとおり決定しました。

#### ◎日程第13 議案第52号

○議 長（小松正年君）

日程第13、議案第52号 浦臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

齊藤課長。

○福祉課長（齊藤淑恵君）

議案第52号 浦臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

浦臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年浦臼町条例第19号）の一部を次のように改正する。

令和5年12月8日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由ですが、このたび地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第58号）の一部施行に伴い、内容が見直された法律が7本ございます。

その一つである就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）が一部改正されたことを受け、この法律を引用している本条例について、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容について、新旧対照表によりご説明いたしますので、別冊参考資料の4ページをお開き願います。

特定教育・保育の取り扱い方針について規定しております第15条第1項第2号中の「同条第11項」を「同条第10項」に改めます。

次に、特別利用教育の基準について規定しています第36条第3項の改正につきましては、新旧対照表のとおり本条文に下線の部分を追加または読みかえるものになってございます。

議案8ページにお戻りください。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上が、議案第52号についての説明でございます。ご審議の上、議決いただきますようお願いいたします。

○議 長（小松正年君）

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第52号を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議 長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、議案第52号 浦臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については原案のとおり決定しました。

◎日程第14 議案第53号

○議 長（小松正年君）

日程第14、議案第53号 空知中部広域連合規約の一部を変更する規約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

齊藤課長。

○福祉課長（齊藤淑恵君）

議案第53号 空知中部広域連合規約の一部を変更する規約について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、空知中部広域連合規約を次のとおり変更する。

令和5年12月8日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由は、平成15年より現体制となっております空知中部広域連合の組織の体制の強化を図るとともに、複雑化してきております介護保険や国民健康保険制度に対し、安定的な業務運営を推進することを目的として同広域連合規約の一部を変更する協議があったため、地方自治法第219条の11の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

改正の内容について、新旧対照表によりご説明いたしますので、別冊参考資料の6ページをお開き願います。

広域連合の執行機関の組織について規定した第11条第1項中「副広域連合長5人」の次に「事務管理者1人」を加え、同条2項の次に第3項として、「事務管理者は、広域連合長を補佐し、第14条に規定する補助職員の担任する事務を監督する」を加えます。

次に、広域連合の執行機関の選任の方法について規定した第12条中の第4項を第6項とし、第3項を第4項とし、第5項を第3項とし、第4項の次に第5項として「事務管理者は、広域連合長が広域連合議会の同意を得て、関係市町の副市町長のうちからこれを選任する」を加えます。

次に、広域連合の執行機関の任期について規定した第13条の第2項として「事務管理者の任期は、関係市町の副市町長としての任期による」を加えます。

改正の内容の説明は以上になります。

議案10ページにお戻りください。

附則、この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

以上が、議案第53号についての説明でございます。ご審議の上、議決いただきますようお願いいたします。

○議 長（小松正年君）

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第53号を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議 長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、議案第53号 空知中部広域連合規約の一部を変更する規約については原案のとおり決定しました。

◎日程第15 議案第54号

○議長（小松正年君）

日程第15、議案第54号 財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

明日見課長。

○総務課長（明日見将幸君）

議案書の11ページをお開き願います。

議案第54号 財産の取得について。

次のとおり財産の購入契約を締結する。

令和5年12月8日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由でございますが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和39年浦臼町条例第16号）第3条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

1、名称・種類・数量につきましては、浦臼町多世代交流施設備品一式でございます。

2、契約の目的につきましては、浦臼町多世代交流施設の運用・維持管理に係ります備品の購入によるものでございます。

3、契約の方法につきましては、指名競争入札でございます。

4、契約の金額につきましては、1,312万5,200円で、うち消費税額119万3,200円でございます。

5、契約の相手方につきましては、北海道樺戸郡浦臼町字浦臼内172番地の49、有限会社尾花商店、代表取締役、尾花賢二氏でございます。

以上が、議案第54号 財産の取得についての内容でございます。ご審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第54号を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、議案第54号 財産の取得については原案のとおり決定しました。

◎日程第16 選挙第10号

○議 長（小松正年君）

日程第16、選挙第10号 浦臼町選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います。

選挙管理委員及び同補充員の選挙は、地方自治法第181条及び第182条の規定により、委員4名、補充員4名と定められております。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議 長（小松正年君）

異議なしと認めます。

選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議 長（小松正年君）

異議なしと認めます。

議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員には、尾崎克人君、佐藤忠一君、森博孝君、酒本博昭君、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議 長（小松正年君）

異議なしと認めます。

ただいま指名しました尾崎克人君、佐藤忠一君、森博孝君、酒本博昭君、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員には、第1順位、初山勇三君、第2順位、加藤正一君、第3順位、柴田勉君、第4順位、森川勲君、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議 長（小松正年君）

異議なしと認めます。

ただいま指名しました、第1順位、初山勇三君、第2順位、加藤正一君、第3順位、柴田勉君、第4順位、森川勲君、以上の方が順序のとおり選挙管理委員補充員に当選されました。

◎日程第17 所管事務調査

○議 長（小松正年君）

日程第17、所管事務調査についてを議題とします。

総務産業常任委員長から、閉会中の事務調査について、会議規則第73条の規定により申し出があります。

お諮りします。

総務産業常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議 長（小松正年君）

異議なしと認めます。

したがって、総務産業常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の調査に付することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議 長（小松正年君）

これをもって、本議会に付議された案件の審議は全部終了しました。

したがって、令和5年第4回浦臼町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 1時54分